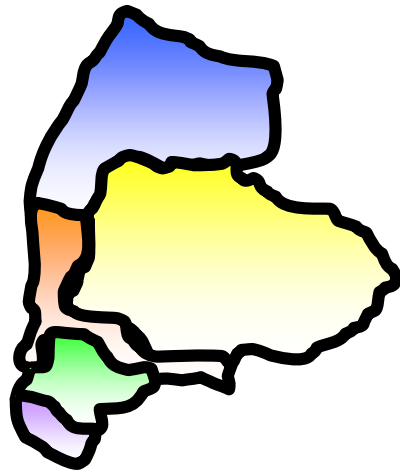


合併協定書



村上市



荒川町



神林村



朝日村



山北町

目 次

1	合併の方式	1
2	合併の期日	1
3	新市の名称	1
4	事務所の位置	1
5	議会議員の定数及び任期の取扱い	1
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	1
7	地域自治組織等の取扱い	1
8	特別職の身分の取扱い	2
9	一般職員の身分の取扱い	2
10	条例、規則の取扱い	3
11	公共的団体等の取扱い	3
12	補助金及び交付金等の取扱い	3
13	住所表記及び行政区の取扱い	3
14	財産及び債務の取扱い	4
15	地方税の取扱い	4
16	使用料・手数料の取扱い	5~6
17	慣行の取扱い	7
18	国民健康保険事業の取扱い	7
19	介護保険事業の取扱い	8
20	電算システムの取扱い	9
21	機構及び組織の取扱い	9
22	一部事務組合等の取扱い	10
23	消防団の取扱い	11
24	市立小中学校の再編方針	11
25	各種事務事業の取扱	11
26	合併市町村基本計画	11
	別紙 1 地域審議会の設置に関する事項	12~13
	別表 1 組織機構図	14~15
	別表 2 財産等総括表	16

1 合併の方式

村上市、荒川町、神林村、朝日村及び山北町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成20年4月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、村上市とする。

4 事務所の位置

新市の事務所の位置は、村上市三之町1番1号村上市役所とする。

また、荒川町役場庁舎、神林村役場庁舎、朝日村役場庁舎及び山北町役場庁舎を支所とし、岩船地域広域事務組合庁舎については、別途協議する。

5 議会議員の定数及び任期の取扱い

法定上限定数30人で設置選挙を行い、選挙区制は採用しない。

6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

(1) 在任特例の取扱い

選挙委員 ・在任特例を適用する。

・任期は、合併の日から平成20年7月の全国農業委員統一選挙までとする。

選挙委員数 互選により30人とする。

選任委員 在任特例の適用はない。

(2) 合併後の委員定数

選挙委員 30人とする。

選任委員 8人とする。

(農業協同組合2人、農業共済組合1人、土地改良区1人、議会推薦4人)

(3) 選挙区

選挙区の設置 旧市町村ごとに設置する。

定数の配分 農業委員会等に関する法律第10条の2第3項の考え方により「おおむね選挙人の数に比例して」委員数を配分する。

7 地域自治組織等の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第22条に定める「地域審議会」を設置することとし、次のとおり協議する。

地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関とし、合併関係市町村にそれぞれ置くものとし、地域審議会の委員の定数、任期及び任免その他必要な事項は別紙1のとおりとする。

なお、この審議会は、設置の日にかかわらず、別に定める「合併市町村基本計画」の計画期間をもって廃止する。

8 特別職の身分の取扱い

特別職の身分の取扱いについては、法令の定めるところによるものとし、法令に定めのない職にあつては、現職は失職する。

(1) 常勤特別職

市長、副市長及び教育長の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。

給与は、合併時においては現行市町村の最高額を上限として調整する。その後は、新市の市長が設置する特別職報酬等審議会の意見を聴いて、新市で調整する。

新市市長職務執行者の選任及び給与については、5市町村長協議により定めるものとする。

(2) 非常勤特別職

議会議員の報酬等は、現行市町村の最高額を上限として調整する。その後は、新市の市長が設置する特別職報酬等審議会の意見を聴いて、新市で調整する。

農業委員会の委員の報酬等は、現行市町村の最高額を上限として調整する。

教育委員会の委員の定数並びに任期については、法令の定めるところとし、報酬等は現行市町村の最高額を上限として調整する。

選挙管理委員会の委員の定数並びに任期については、法令の定めるところとし、報酬等は現行市町村の最高額を上限として調整する。

監査委員の定数は2人、任期については法令の定めるところとし、報酬等は現行市町村の最高額を上限として調整する。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は5人、任期については法令の定めるところとし、報酬等は現行市町村の最高額を上限として調整する。

附属機関の委員、その他非常勤特別職の職員等、新市において設置する人数、任期、報酬額等については、現行の制度を基に合併時まで調整する。なお、報酬額等については、現行市町村の最高額を上限として調整する。

9 一般職員の身分の取扱い

一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(1) 部門別職員定数

職員定数は、現在の職員数を基とし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各部門の定数は合併時まで調整する。

(2) 設定給料表

設定給料表は、行政職給料表(一)、(二)及び消防職給料表とし、新市に移行時の職員給料は、現給を保障し、新たに制定する「初任給・昇格・昇給基準」に則り定める。

(3) 初任給・昇格・昇給基準

初任給・昇格・昇給基準については、現行市町村の基準を参考に新しい基準を定める。

(4) 職務・職階制

職務・職階制については、合併時まで調整する。

(5) 定員管理

合併後、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

10 条例、規則の取扱い

条例、規則の制定にあたっては、次により整備する。

(1) 合併の日に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。

(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

(3) 合併後、逐次制定を行い、施行させるもの。

11 公共的団体等の取扱い

新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備の指導に努めるものとする。

(1) 5市町村で共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 何らかの事情で合併までに統合できない団体は、合併後速やかに調整に努める。

(3) 統合に時間を要する団体は、継続して統合に向けた調整を行うよう指導する。

(4) 独自の目的を持った団体は、原則として現行どおりとする。

12 補助金及び交付金等の取扱い

各種団体等に交付している補助金等については、地域の実情、実績等を配慮し、見直し調整する。

(1) 市町村において、合併前の同種・同一の団体については統合を促すとともに補助基準、補助金額の調整を行い継続する。

(2) 市町村独自の補助制度については、実績等を踏まえ、市全域の均衡を保つよう調整する。

(3) これまでに実施してきた補助制度で、その目的を達成しているもの等については、合併時において制度を廃止する。

13 住所表記及び行政区の取扱い

町・字の区域及び名称の取扱いについては、原則として現行どおりとするが、「大字」の表記については削除する。

同一の町名・字名・行政区名については、住民の意向を尊重し調整する。なお、合併に

際し地域の実情による相当な理由がある場合には、当該町・字・行政区の区域及び名称を変更する。

14 財産及び債務の取扱い

(1) 財産区を除く全ての財産及び債務について

財産及び債務は、全てを新市に引き継ぐ。 (財産内容：別表1 財産等総括表)

地方債

一般会計・特別会計・公営企業会計地方債については、全てを新市に引き継ぐ。

債務負担行為

一般会計・特別会計・公営企業会計債務負担行為については、全てを新市に引き継ぐ。

債務保証

損失補償については、全てを新市に引き継ぐ。

各種基金

財政調整基金・減債基金・特定目的基金・運用基金・土地開発基金については、全てを新市に引き継ぐ。

所有する財産・公の施設の扱い

公用財産・公共用財産・普通財産・車両については、全てを新市に引き継ぐ。

現金・有価証券

現金・有価証券・公社及び団体への出資については、全てを新市に引き継ぐ。

(2) 財産区について

三面財産区は、現行のまま新市に引き継ぐ。

15 地方税の取扱い

(1) 市町村民税の取扱い

ア 個人市町村民税

均等割の税率 現行のまま新市に引き継ぐ。標準税率(年額3,000円)

減 免 村上市の例に「学生及び生徒に対する減免」を加え統一する。

納 期 4期(6月、8月、10月、1月)とする。

イ 法人市町村民税

税 率 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、3年以内(平成22年4月1日)に制限税率(14.7%)で統一する。

減 免 現行のまま新市に引き継ぎ、次の4項目については課税免除として、合併時に条例を統一する。

- ・ 民法第34条の公益法人。ただし収益事業を行うものを除く
- ・ 地縁団体。ただし収益事業を行うものを除く
- ・ 政党又は政治団体
- ・ 特定非営利活動法人。ただし収益事業を行うものを除く

(2) 固定資産税の取扱い

不均一課税 村上市のみ制度があるので、現行のまま新市に引き継ぐ。
納 期 4期(4月、7月、9月、12月)とする。

(3) 都市計画税の取扱い

納税義務者 合併後3年間は現行のままとする。
課税区域 合併後3年間は現行のままとする。
税 率 合併後3年間は現行のままとする。
納 期 4期(4月、7月、9月、12月)とする。

(4) 軽自動車税の取扱い

納 期 1期(5月)とする。
標識再交付弁償金 300円に統一する。

(5) 入湯税の取扱い

税 率 入湯する者1人につき 日帰り100円、1泊150円とする。
課税免除 村上市の例により調整し、「特に市長が必要と認める者」を加え統一する。

(6) 国民健康保険税の取扱い

税 率 資産割は廃止する。応能割と応益割の割合は50:50に設定し、均一課税とする。ただし、合併時から均一課税することにより、1人当たり(1世帯当たり)の増税額が大きくなると予測される時は、激変緩和措置を検討する。
納 期 7月から3月までの9期として、合併時に統一する。
減 額 各市町村で軽減割合は同一につき調整の必要なし。
納期限の延長 税条例の延長条 文を引用するため、合併時に削除する方向で調整する。

(7) 督促手数料

督促状1通につき100円で合併時に統一する。

(8) 納税貯蓄組合及び納税取りまとめ組織

合併時に制度を廃止する。

(9) 口座振替手数料

金融機関1件7円、郵便局1件10円を基準に、収納取扱金融機関との調整のうえ、合併時まで、統一した手数料を定める。信漁連については、他の金融機関と同額で調整する。

(10) 各種証明書等の発行

税証明手数料は、各市町村とも300円を基本としているが、図面の複写や家屋証明の手数料が異なっているため、村上市の例により調整する。

16 使用料・手数料の取扱い

(1) 上水道及び簡易水道料金

基本料金

合併後6年間で段階的に料金改定を行い、合併7年目に料金を統一する。

従量料金

合併後6年間で段階的に料金改定を行い、合併7年目に料金を統一する。

メーター使用料(上水道)

料金統一までは現行を維持し、料金統一後においては、使用料を徴収しない。

加入金

廃止の方向で調整する。

工事検査手数料

廃止の方向で調整する。

給水開始中止手数料

廃止の方向で調整する。

督促手数料

廃止の方向で調整する。

(2) 下水道料金

ア 下水道料金算定方法

料金体系は、基本料金、従量料金とする。

料金は現行のまま新市に移行し、維持管理費が確保できる状況を指向し、6年間で段階的に改定し、合併7年目(平成26年4月1日)に料金を統一する。

料金改定は、市町村の実情に合わせて行う。

井戸メーターについては、6年間の間に設置する。

イ 受益者負担金・分担金体系

負担金設定基準、算定方法は、下水道料金が統一される平成26年4月1日までは現行のままとし、料金統一後、新規に認可区域の指定を受ける地域の加入者に対する負担金は村上市の例により徴収する方向で調整する。

ウ 受益者負担金・分担金賦課徴収

賦課対象区域の決定方法

村上市の例により、料金統一時まで調整する。

受益者負担金徴収方法・納期

村上市の例により、合併時まで調整する。ただし、現在年4期としているものについては、分納も可能とする。

エ 公共ます設置に伴う受益者負担金

合併時まで、神林村の例により、設置工事の費用は個人負担することを新規則で規定する。

(3) 保育料

合併後、広域的な通園希望が予想されることから保育料の経過措置(不均一料金制度)

は設けず、統一した基準に基づく保育料を徴収する方向で調整する。

(4) 社会教育施設の使用料・入館料

公民館使用料

合併時に、面積によって使用料を統一する。

公民館冷暖房使用料

合併時に、実費相当分を徴収することとし、統一料金とする。

文化会館等使用料

朝日村文化会館について、他の公民館施設とは異なる独自の施設であり、現行のまま新市に引き継ぐ。

博物館等入館料

・各施設の料金については、現行のまま新市に引き継ぐ。

・料金区分は一般と小・中・高校生の2区分とする。

・団体人数は20人以上を団体として扱い、団体の入館料金は通常料金の8割とする。

教育情報センター事業

岩船広域教育情報センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

その他の社会教育施設使用料

三の丸記念館、市指定文化財武家住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(5) 社会体育施設の使用料

[総合体育館・野球場・テニスコート・多目的運動場・ゲートボール場・水泳プール(屋内・屋外)・その他の施設(屋内・屋外)・学校体育施設]

各市町村の料金体系を精査し、施設間での不均衡が生じない新しい使用料徴収規程を合併時までに設定し、平成21年4月1日より新使用料徴収規程を適用する。

17 慣行の取扱い

(1) 市民憲章

市制の周年記念式典にあわせて新しい基本理念で制定する。

(2) 市章

合併の日までに、公募により制定する。

(3) 市木、市花、市鳥、市歌

市制の周年記念式典にあわせて公募により制定する。

(4) 名誉市民

現在ある町村の例による新たに制定するものとし、現行名誉市町村民は、その功績を讃え、記録に残すものとする。

(5) 各種宣言

現行のものは廃止し、新市において新たに宣言の制定について検討する。

18 国民健康保険事業の取扱い

(1) 相対的法定給付

現行のまま新市に引き継ぐ。

- ・ 出産育児一時金 350,000円
- ・ 葬祭費 50,000円

(2) 保健事業

人間ドックに対する助成

平成19年度に助成の減額を行い、合併時に廃止する。

健康診査に対する助成

医療制度改革によって、平成20年度から特定健康診査等を行わなければならないが、現時点では未確定な事項が多いことから実施要綱等の策定を踏まえ、平成19年度中において決定する。

その他保健事業

平成20年度においては、湯ったり事業(温泉入浴助成事業)を全地域で実施し、その他の事業については新市において調整する。

国保診療所の運営

現在、朝日村で開設している診療所は、現行のまま新市に引き継ぎ、平成20・21年度を目途に廃止の方向で検討する。

19 介護保険事業の取扱い

(1) 介護給付

現物給付

全市町村同一であるため現行のまま新市に引き継ぐ。

償還払い給付

村上市の例により事務調整を統一し、支払い時期は、利用者を考慮し月2回とする。

高額介護サービス費給付

事務処理、支払い時期を統一する。支払い時期は、利用者を考慮し月2回とする。

居宅介護サービスの提供

居宅介護サービスは、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 介護保険料

介護保険料の賦課

第3期介護保険事業計画期間は不均一の保険料とし、第4期介護保険事業計画に基づき、平成21年度から統一した保険料にする。

介護保険料の徴収

本算定賦課のみとし、納期を7月からの9期にする。

介護保険料の減免

朝日村の例により、合併時まで調整する。

(3) 介護認定審査会

現状の体制・システムをそのまま新市に引き継ぐ。ただし、関川村及び粟島浦村については、別途調整する。

(4) 居宅介護支援事業

市町村のこの事業は、廃止の方向で調整し、社会福祉協議会及び民間事業者における居宅介護支援事業を推進する。

(5) 地域支援事業

地域支援事業

現行のまま新市に引き継ぐ。第4期事業計画以降の事業については、新市において決定する。

配食サービス事業

現行のまま新市に引き継ぎ、合併後1年を目途に制度の見直しを図る。

生活管理指導短期宿泊事業

朝日村・神林村の例により、利用者負担額を半額とする。

紙おむつ等支給事業(身障含む)

合併時まで制度の統一を図る。

- ・要支援、要介護1～3で前年の市町村民税非課税世帯の者
.....月額3,000円のクーポン券を発行する。
- ・要支援、要介護1～5で前年の市町村民税課税世帯の者
.....月額2,000円のクーポン券を発行する。
- ・要介護4～5で前年の市町村民税非課税世帯の者
.....月額5,000円のクーポン券を発行する。

対象品目は紙おむつ以外の介護用品も可能とする。

家族介護慰労事業

神林村・朝日村を例に、新市において実施する。内容は国の事業(平成17年度で廃止)を踏襲し、年額100,000円とする。

(6) 介護保険事業計画

第3期介護保険事業計画運営期間の終期までは、旧市町村の計画の集合をもって新市の介護保険事業計画とする。平成21年度以降の計画については、新市において決定する。

20 電算システムの取扱い

新市行政の業務及びサービスの安定支援のため、構成市町村の電算システムを合併時まで統合し、合併時に稼働する。

なお、住民情報に係る基幹系のシステムについては、個人情報保護の観点から完全自庁処理方式として統合する。

具体的な進め方として、業者契約においては村上市を代表市とする代表市契約とし、契約及び予算執行業務を代表市町村長の名において執行するものとし、構成市町村間の経費負担及び負担金納入等電算システム統合等の構築に係る協定書を5市町村間で締結する。

21 機構及び組織の取扱い

(1) 基本的な考え方

合併を契機に行政コストの削減を図り、限られた財源、限られた人員で最大の効果を生み出せる合理的・効率的な組織・機構をめざす。合併を理由として組織を肥大化させ、財政負担の増を招くことなく、合併の効果をできるだけ住民に還元するとともに組織の意思決定の迅速化を図るため、可能な限り組織の縮小に努めるものとする。

市町村合併は、効果的、効率的な行政運営を目的とする一方で、移行時においては、住民の戸惑いや混乱をきたさないよう、最大限に配慮する必要がある。したがって、新市の組織・機構については、将来の行政運営を見据えつつ、移行時の円滑化を図るための組織・機構とする。

このような基本的な考え方を前提にしながら、次の視点での新市の組織・機構を検討する。

住民が利用しやすくわかりやすい組織・機構

簡素で効率的な組織・機構

地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

指揮命令系統ができるだけ明確に行える組織・機構

新市における職員数については、新市の定員管理計画が策定されることにより、同計画に基づく将来に向けた組織・機構を見据えていく必要がある。

(2) 組織体系の概要

本庁

- ・本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な管理調整事務及び現在の村上市の区域に関する事務を所掌する。
- ・長の直近下位の内部組織として、長の権限に属する事務を分掌し、同種の政策目標を達成するための政策単位として、部を設置する。
- ・庁舎の広さや既存施設の有効活用を図る観点から、本庁部局のうち、一部部局において分庁方式を導入する。

支所

- ・現在の各町村の区域を所管区域として支所を設置し、住民の利便性を確保するため行う総合窓口業務をはじめ地域の実情に応じて行う業務を分掌し、地域住民への行政サービスの維持・向上を図る。
- ・従来の窓口行政サービスを確保するため、業務遂行に必要な職員を配置する。各支所に支所長、課長及び担当職員を置く。

行政組織・機構図について

行政組織・機構図は別表2「新市組織機構図」のとおり定めるものとする。

22 一部事務組合等の取扱い

- (1) 次の一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において、合併の日に当該組合に加入する。
- ・下越障害福祉事務組合
 - ・下越清掃センター組合
 - ・新潟県市町村総合事務組合（ただし、共同処理する事務の内容については、合併時までに協議する。）
- (2) 岩船地域広域事務組合は、合併の前日をもって解散する。ただし、当該組合の事務事業、財産及び職員は、新市に引き継ぐ方向で関係市町村間で協議する。
- なお、岩船広域ふるさと市町村圏基金については、関川村及び粟島浦村の出資金を除いて新市に引き継ぎ、関川村及び粟島浦村の出資金は、関川村及び粟島浦村に帰属せしめるものとして協議する。また、合併の前日まで関川村及び粟島浦村が構成団体として加入している事務については、事務委託等の方法で協議する。
- (3) 岩船地域土地開発公社は、現行のまま存続する。

23 消防団の取扱い

- (1) 消防団組織体制
- 新市では一団に統合し、現在の各市町村消防団は方面隊とする。
- (2) 分団及び部の編成
- 団の編成は5方面隊、23分団、137部編成とする。
- (3) 消防団員の定員
- 団員の定数は、2,422人とする。
- なお、(2)、(3)については、合併時の5市町村の条例に定める数の合計によるものとする。

24 小中学校の再編方針

小中学校の施設設備については、当分の間、旧行政単位を越えての統廃合は行わない。ただし、各学校における学級編成が複式となり、この状態が複数年に及ぶと認められる場合は、関係学区住民の理解を得ながら統廃合を進めるものとする。

25 各種事務事業の取扱い

別冊1の「各種事務事業の取扱い」のとおりとする。

26 合併市町村基本計画

別冊2の「合併市町村基本計画」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する事項

(設置)

第1条 行政区域の拡大により、合併関係市町村の地域事情や合併協定事務及び合併市町村基本計画等の進行管理と実行性の確保を図り、新市における均衡ある発展と公平な行政サービスを担保するため、合併前の村上市、荒川町、神林村、朝日村及び山北町の区域ごとに地域審議会を設置する。

(設置期間)

第2条 地域審議会は、合併の日から設置し、合併に伴う市町村基本計画の計画期間が終了した年度の末日をもって失効する。

(所掌事項)

第3条 地域審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項
- (2) 合併市町村基本計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 予算編成の際の事業等の要望に関する事項
- (5) 基本構想、各種計画の策定及び変更に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要に応じて地域の施策等について、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会の委員定数は、15人以内とする。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治組織に属する者
- (2) 各種産業団体に属する者
- (3) 教育・文化・福祉・衛生・医療・環境保護に係る分野に属する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、識見を有する者

3 地域審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再選は妨げないものとする。
 - 3 市長は、委員がその要件を欠くに至った場合は、委員の委嘱を解くものとする。

(会議等)

- 第6条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の際の議長となる。
- 2 会議は、年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長は、これを市長に通知し、会議を招集しなければならない。
 - 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
 - 6 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で、公開しないことができる。

(庶務)

- 第7条 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び支所の地域振興担当部署において処理する。

(補則)

- 第8条 地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

- 1 「地域審議会の設置に関する事項」は合併の日から施行する。
- 2 第4条に定める委員の初回の委嘱については、第2条の設置期間の規定にかかわらず市長選挙が行われた日から30日以内に行うものとし、任期は、平成22年3月31日までとする。